



保育業務の総合的な見直しに関する覚書

小金井市長西岡真一郎と小金井市職員組合執行委員長八方浩之は、保育業務の総合的な見直しについて、下記のとおり覚書を作成し、それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 29（2017）年 8 月 1 日

小金井市長 西岡 真一郎

小金井市職員組合
執行委員長 八方 浩之

保育園業務の民営化の実施を合意し、平成 32 年 4 月から、くりのみ保育園、さくら保育園を民営化する。民営化する条件として、下記のとおり合意する。

記

- 1 平成 32 年 4 月においては、わかたけ保育園、小金井保育園、けやき保育園は直営とする。なお、わかたけ保育園の民営化の時期については、引き続き協議するものとする。
- 2 平成 32 年 4 月から、小金井保育園、けやき保育園において、以下の項目についてサービスの拡充等を行う。
 - (1) 障がい児保育の拡大（年齢撤廃及び定員増）及びアレルギーのある児童に対する対応
なお、障がい児対応については、従前のとおりとする。
 - (2) 入園している要保護児童及び入園児童が要支援家庭の場合の同家庭への対応

(3) 民間保育所等に対する対応

(4) 地域子育て支援機能の充実

なお、休日保育の実施、延長保育の延長、一時預かり保育の拡大については、平成32年度以降、引き続き別途協議するものとする。

3 平成32年4月から、保育課に保育士等資格職を配置し、民営化園に対する民営化後の連携・支援・検証等のほか、小金井保育園及びけやき保育園にて実施するサービス拡充等への連携・支援、指導検査等（以下「サービス拡充支援等」という。）を行う。

4 平成32年4月の職員体制は、以下のとおりとする。

(1) わかたけ保育園の定数は、保育士18人、看護師1人、栄養士1人、給食調理3人を基本とする。

(2) 小金井保育園の定数は、保育士22人、看護師1人、栄養士1人、給食調理3人を基本とする。

(3) けやき保育園の定数は、保育士30人、看護師1人、栄養士1人、給食調理4人を基本とする。

(4) 一時保育の業務については、小金井保育園及びけやき保育園に、非常勤嘱託職員各2人を配置する。

(5) サービスの拡充等の業務については、小金井保育園及びけやき保育園に、非常勤嘱託職員各2人を配置する。

(6) 育児休業代替等分として現時点で、当面の間、最大で保育士6人を配置する。なお、この6人に不足が生じた場合は補充しないものとする。

(7) 上記(6)の状況を超えて不足が生じた場合は、平成32年4月以降については、正規職員の採用を含め、業務に支障のないよう対応するものとする。

なお、わかたけ保育園の民営化の際に、再度見直すこととする。

(8) 給食調理員の突発要員の配置については、わかたけ保育園から小金井保育園に変更する。

非常勤嘱託職員の配置については、業務に支障のないように、一定措置するものとする。

なお、配慮食の増加時の対応については、従前のおりとする。

- (9) サービス拡充支援等に対応するため、保育課に保育士3人、看護師1人、栄養士1人を配置する。なお、保育士3人のうち2人については、当面の間の配置とする。
- 5 平成32年4月に必要な職員配置は91人とし、その配置にあたっては、任期等が満了する職員を除き、原則人事異動等にて対応し、任用換は行わない。
- 6 わかたけ保育園の民営化における職員の処遇等については、平成32年度以降、引き続き別途協議するものとする。
- 7 民営化に当たっては、児童、保護者の不安のないよう、必要な引き継ぎ期間を設けるものとする。
- 8 これまで実施してきた事業・保育内容については、民営化後も引き続き実施するようガイドラインを定めるものとする。

なお、ガイドライン作成に当たっては、複数の保護者・保育園職員を含めるように努めるものとする。
- 9 民営化する保育園の職員体制は、児童、保護者の不安のないように努めるものとする。
- 10 民営化については、事業の検証を労使で実施する。
- 11 この移行に伴って生み出された財源については、待機児童の解消、多様な保育ニーズの充足及び地域の子育て支援をはじめ市政全体の業務の充実にも充てるものとする。
- 12 この覚書に疑義が生じた場合には、労使双方が誠意をもって別途協議するものとし、労使の信頼関係を損なわないように対応する。